

# ID: 212

# 担当部署: 都市政策部 都市基盤室 防災安全課

処分の概要	船難報告書の認証
法 令 名 根 拠 条 項	水難救護法 第10条第2項
法令番号	明治32年法律第95号

### 【根拠条文】

- 第10条 船長ハ遭難後遅滞ナク船難報告書ヲ作リ市町村長ニ差出スヘシ但シ船舶国籍証書ノ 交付ヲ申請スルコトヲ要セサル船舶又ハ湖川港湾ノミヲ限リ航行スル船舶ノ遭難ニ付テハ 此ノ限ニアラス
- ② 市町村長ハ報告書ノ事実ヲ審査シ相当ト認ムルトキハ船長ノ請求ニ依リ認証ヲ与フヘシ
- ③ 市町村長ハ報告書ノ事実ヲ審査スル為船内書類ノ提出ヲ命シ又ハ船員、旅客其ノ他船中ニ在リタル者ヲ呼出シ訊問ヲ為スコトヲ得

### 【基準】

根拠条文に同じ。

標準処理期間 30 目
-------------

備考

<b>設 定 年 月 日</b> 平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和5年4月1日
----------------------------------	---------	----------



ID: 213

# 担当部署: 都市政策部 都市基盤室 防災安全課

処分の概要	救護費用支給の申立に係る費用の決定
法 令 名根 拠条項	水難救護法 第15条第1項
法令番号	明治32年法律第95号

# 【根拠条文】

第15条 救護費用ノ金額ハ命令ノ規定ニ依リ市町村長之ヲ定ム

- ② 市町村長ハ救護費用ノ金額ヲ船長ニ告知シ期間ヲ定メテ之ヲ納付セシムヘシ
- ③ 遭難船舶ノ所在地船籍港ナルトキ又ハ船長在ラサルトキハ前項ノ告知ハ船舶所有者ニ之 ヲ為スヘシ

### 【基準】

根拠条文に同じ。

標進	処理期間	

30日

備考

<b>設 定 年 月 日</b> 平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和5年4月1日
----------------------------------	---------	----------



# ID: 214

# 担当部署: 都市政策部 都市基盤室 防災安全課

処分の概要	売却、抵当及び質入れの為の認可
法 令 名根 拠条項	水難救護法 第16条第4項
法令番号	明治32年法律第95号

# 【根拠条文】

第16条第4項

④ 市町村長ノ保管スル船舶又ハ積荷ヲ売却シ抵当ト為シ又ハ質入セントスルトキハ市町村長ノ認可ヲ受クヘシ此ノ場合ニ於テ市町村長必要アリト認ムルトキハ之ニ立会フヘシ

# 【基準】

根拠条文に同じ。

標準処理期間
--------

30日

# 備考

<b>設 定 年 月 日</b> 平成 28 年 4 月 1 日 <b>最終変更年月日</b> 令和 5 年 4 月 1 日
--